

## 北海道における再エネ条例等の制定状況 ～再エネの地域共生に向けた取り組みを支援～

2023年1月27日

経済産業省北海道経済産業局

(本発表資料のお問い合わせ先)  
経済産業省 北海道経済産業局  
資源エネルギー環境部 エネルギー対策課  
課長: 山崎 担当: 長島、長野  
電話: 011-709-2311(内線2637,2638)  
E-mail: bzl-fit-tekiseika@meti.go.jp

# 目次

**1.調査概要**

**2.道内の全電源種の導入量**

**3.再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」  
の制定状況**

**4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）**

# 1.調査概要

## (1) 背景・趣旨

北海道では、2012年の再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）開始を契機として、様々な事業者が太陽光や風力の発電事業に参入し、再エネ導入が加速する一方で、一部地域ではトラブルに発展する事例が散見される。

自治体から当局に対しては、地域トラブルのほか、再エネの条例やガイドライン等の再エネ設備設置基準の制定に関する相談も寄せられているところ。

そこで当局では、再エネの地域共生を図る各自治体が、今後再エネ設備設置基準を検討する際の一助としていただくため、道内における再エネ設備設置基準等の制定状況、制定に至る経緯・課題や今後の見通し等に関して調査を実施した。

## (2) 実施方法

ホームページ等から道内自治体が制定する再エネに関する条例やガイドライン等を収集した。

2022年4～9月に掛けて収集した条例やガイドライン等に基づき個別事例収集を目的としたオンラインヒアリング（一部に訪問・電話を含む）を道内全179自治体に対して実施した。

# 目次

1 .調査概要

**2 .道内の全電源種の導入量**

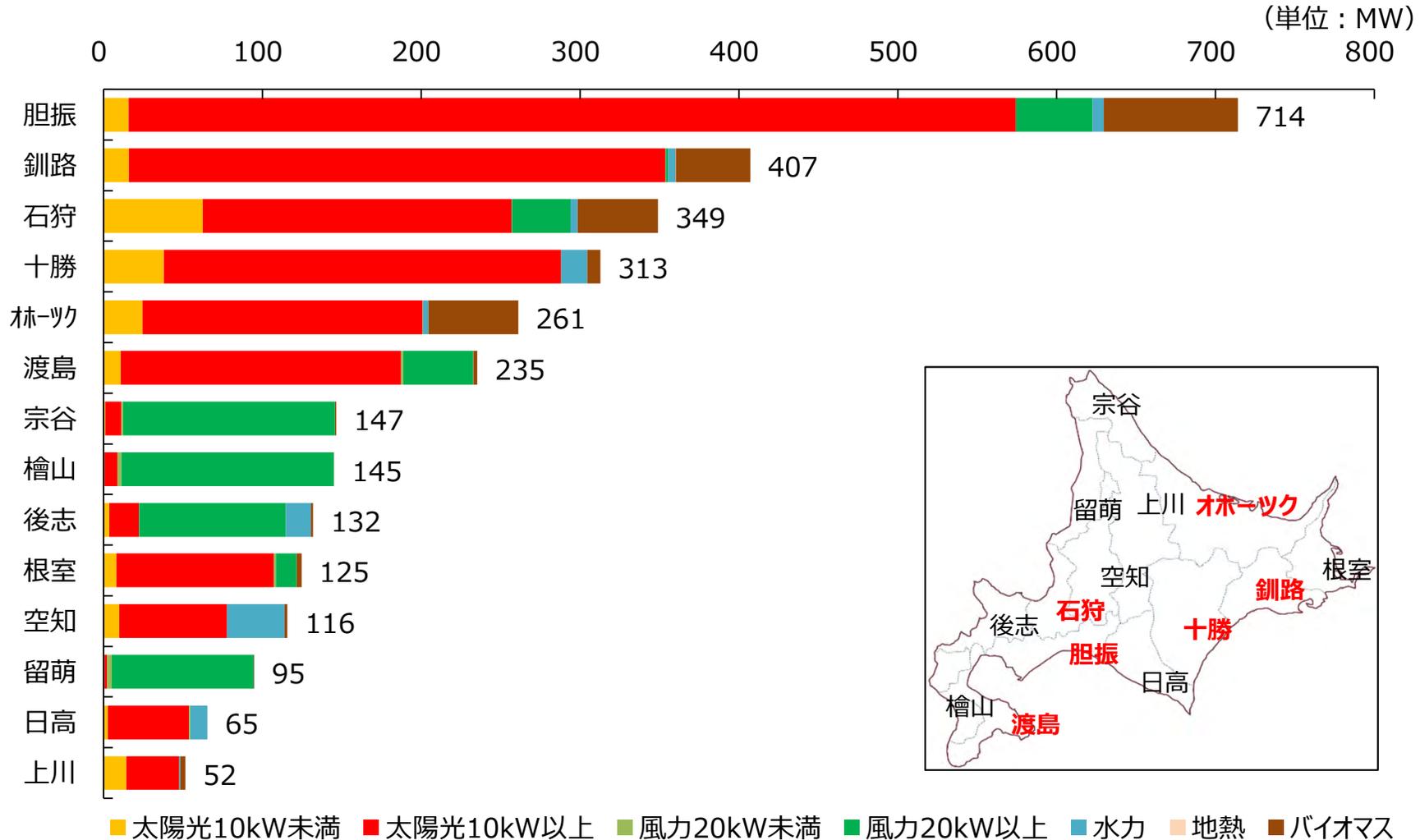
3 .再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」  
の制定状況

4 .道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

## 2.道内の全電源種の導入量

- 北海道内の認定発電設備導入量をみると、**約7割を太陽光発電が、約2割を風力発電が占めている。**
- 振興局エリア別では、日照量、大規模用地の確保の容易さ、系統容量の規模等から、**胆振地域の事業用太陽光発電（10kW以上）が、道内全体の再生可能エネルギー導入量の約2割を占めている。**

再生可能エネルギー発電設備の電源別導入量（道内振興局エリア別）（2022年3月末時点）



(出典) なっとく！再生可能エネルギー「市町村別認定・導入量」（2022年3月末時点）を加工

### 3.再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」 の制定状況

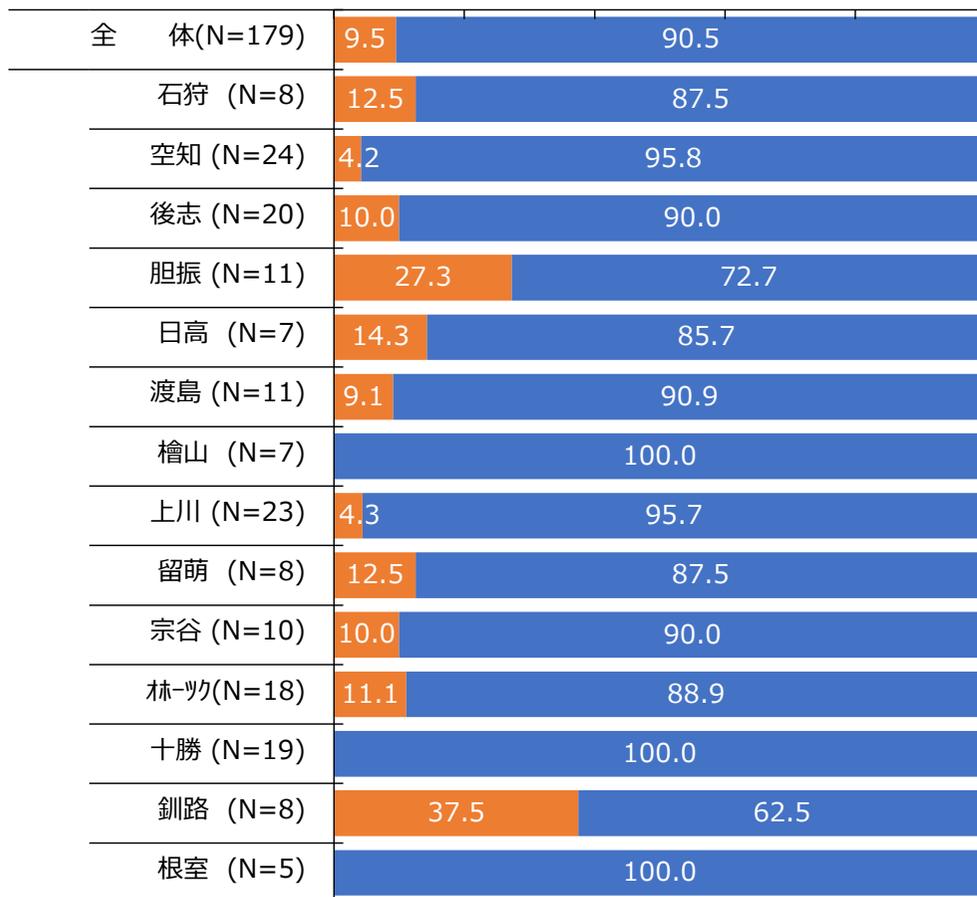
- (1) 地域別
- (2) 再エネ条例制定の自治体(2022年9月現在)
- (3) ガイドライン制定の自治体(2022年9月現在)
- (4) 条例・ガイドラインの制定自治体数の推移
- (5) 関連条例制定の自治体 (2022年9月現在)
- (6) 特色のある条例の具体例
- (7) 住民とのコミュニケーションを促す条例の具体例
- (8) ガイドラインの具体例
- (9) 条例・ガイドラインの制定有無別と再生可能エネルギー発電  
設備 (太陽光及び風力) のFIT認定量・導入量
- (10) 道内の再エネ設備設置基準等の動向についてのまとめ

# 3.再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」の制定状況

## (1) 地域別

<条例>

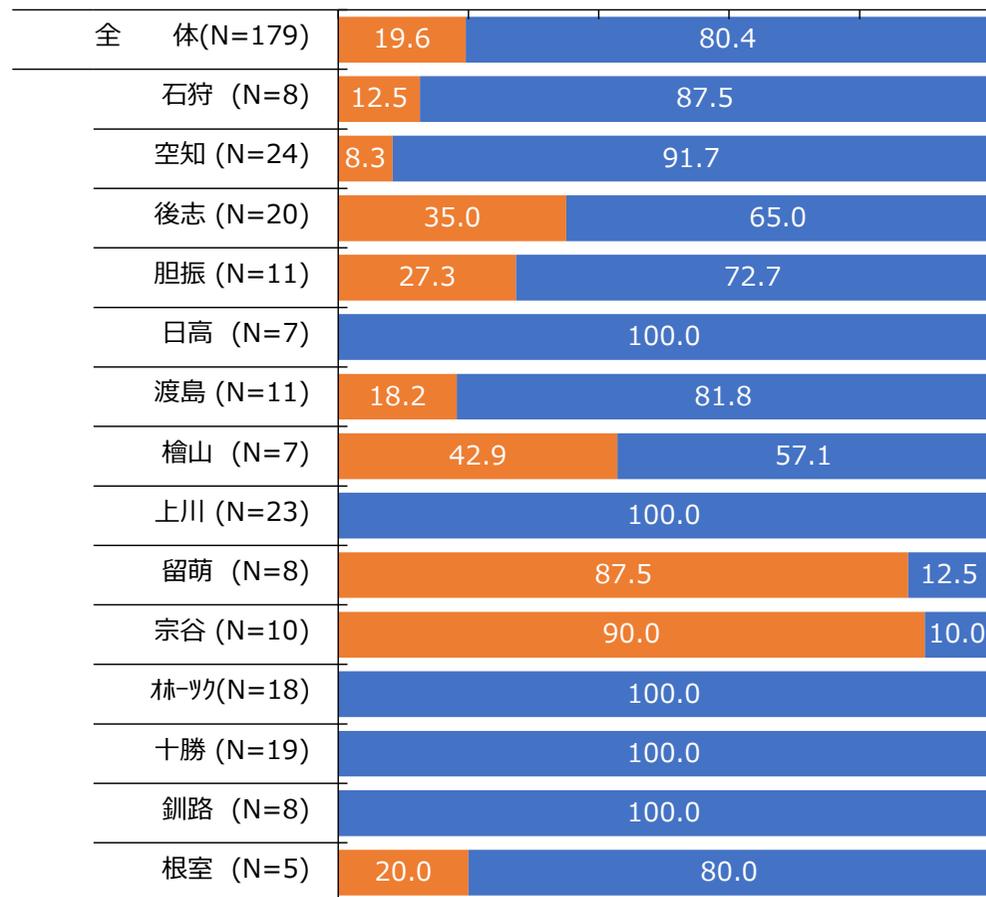
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 制定済 ■ 制定無

<ガイドライン>

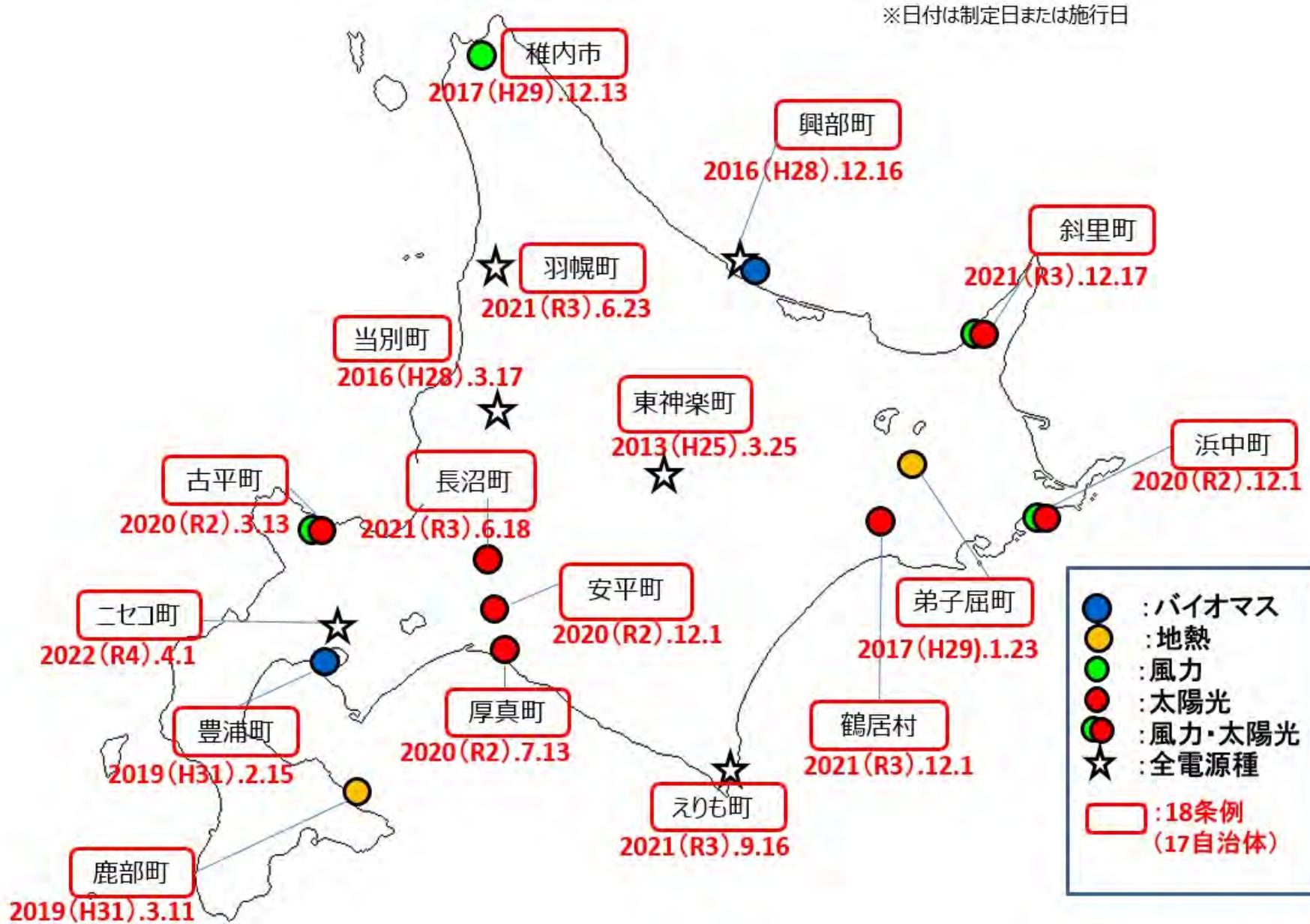
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 制定済 ■ 制定無

# 3.再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」の制定状況

## (2) 再エネ条例制定の自治体(2022年9月現在)



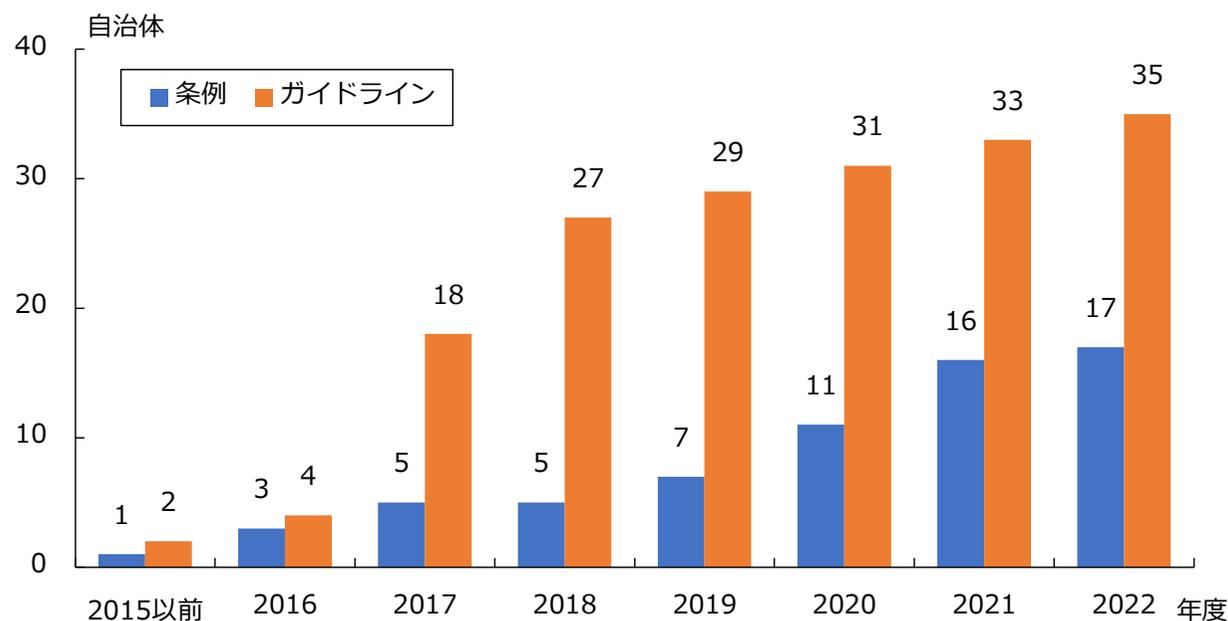




### 3.再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」の制定状況

#### (4)条例・ガイドラインの制定自治体数の推移(2022年9月現在)

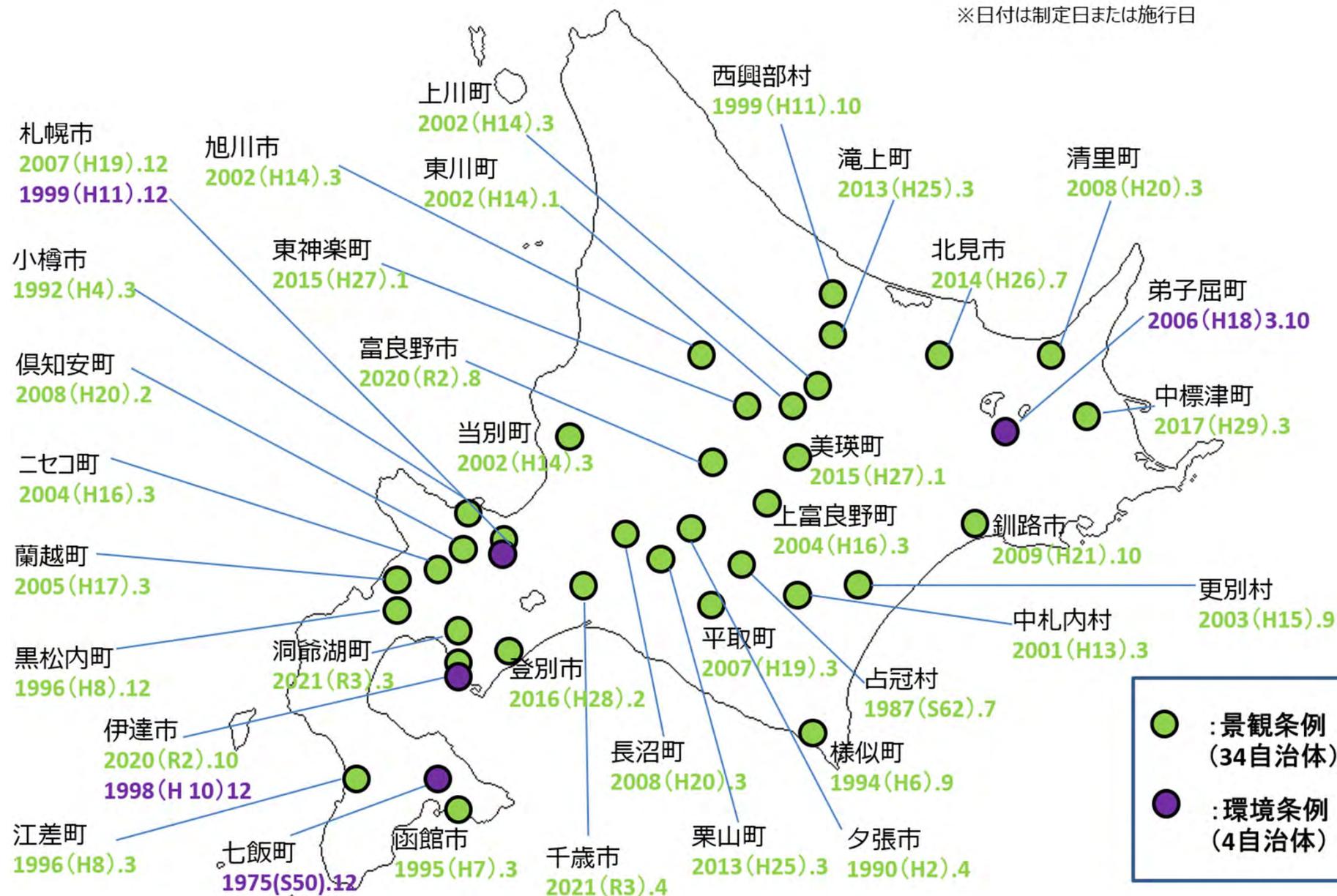
条例・ガイドラインの制定自治体数は、2015年度以前は条例は1自治体、ガイドラインは2自治体にとどまっていたが、2016年度以降増加傾向にあり、2022年度には条例は17自治体、ガイドラインは35自治体において制定されている。



# 3.再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」の制定状況

## (5) 関連条例制定の自治体 (2022年9月現在)

※日付は制定日または施行日



# 3.再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」の制定状況

## (6) 特色のある条例の具体例

### 稚内市

#### 「稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例」

##### 命令：

- ・助言又は指導を行った場合において、なお当該小型風力発電設備等が不適切な状態にあると認めるときは、当該小型風力発電設備等の事業者等に対し、不適切な状態を是正するために必要な措置をとることを勧告することができる。
- ・市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### えりも町

#### 「えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例」

##### 設置場所に関する同意：

- (1) 大型風力発電設備を設置するときは、風車の全高（地上から風車の最も高い位置に来た時の羽根の先端までの高さ）の5倍以上離れた場所に設置しなければならない。ただし、近隣住民等から書面での同意が得られた場合はこの限りではない。
- (2) 小型風力発電設備を設置するときは、住宅等から250m以上離れた場所に設置しなければならない。ただし、近隣住民等から書面での同意が得られた場合はこの限りではない。

### 古平町

#### 「古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」

##### 土地所有者等の責務：

- ・土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することがないように、当該土地を適正に管理しなければならない。

### ニセコ町

#### 「ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」

##### 認定・支援：

- ・町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を目的とし、かつ、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業のうち、特に持続可能な地域づくりに資すると認められる事業について、指針に基づき、当該事業を地域振興型再生可能エネルギー事業として認定することができる。
- ・町長は、認定した地域振興型再生可能エネルギー事業に関し必要な助言、指導その他の支援をすることができる。

### 3.再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」の制定状況

#### (7) 住民とのコミュニケーションを促す条例の具体例

##### 羽幌町

##### 「羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例」

- ・事業者は、近隣住民等との密接な連携のもと、**良好な関係**を保たなければならない。
- ・近隣住民等、関係団体及び関係公的機関に対して事業の**説明会の開催**をしなければならない。また、理解が得られるよう努めなければならない。

##### 斜里町

##### 「斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例」

- ・事業者は周辺関係者と**良好な関係**を保たなければならない。
- ・周辺関係者に対し、あらかじめ**説明会を開催**し理解が得られるように努めなければならない。また、その結果を**町長に届け**なければならない。

#### (8) ガイドラインの具体例

##### 苫前町

##### 「苫前町小型風力発電(20kW未満)施設設置に関するガイドライン」

**抑制地域**：町全域

**事前説明**：町に対し事前説明

**周辺関係者への説明**：近隣住民への説明会開催

**法規制に係る協議**：関係機関との協議

**届出**：国への認定申請前に町に対し届出

**設置後の維持管理**：損傷、事故等の報告

**公表**：遵守しない場合は公表

##### 芦別市

##### 「芦別市自然環境、景観等と太陽光発電(1施設の設置との調和に関するガイドライン)」

**抑制地域**：市内全域

**自然環境及び景観**：植栽等の遮蔽対策を講じる

**周辺関係者への説明**：周辺関係者への説明会開催

**法規制に係る協議**：関係機関との協議

**届出**：工事着手60日前までに届出

**設置後の維持管理**：損傷、火災、土砂流出が生じないよう適切な維持管理

**その他**：遵守しない場合は助言、指導及び勧告

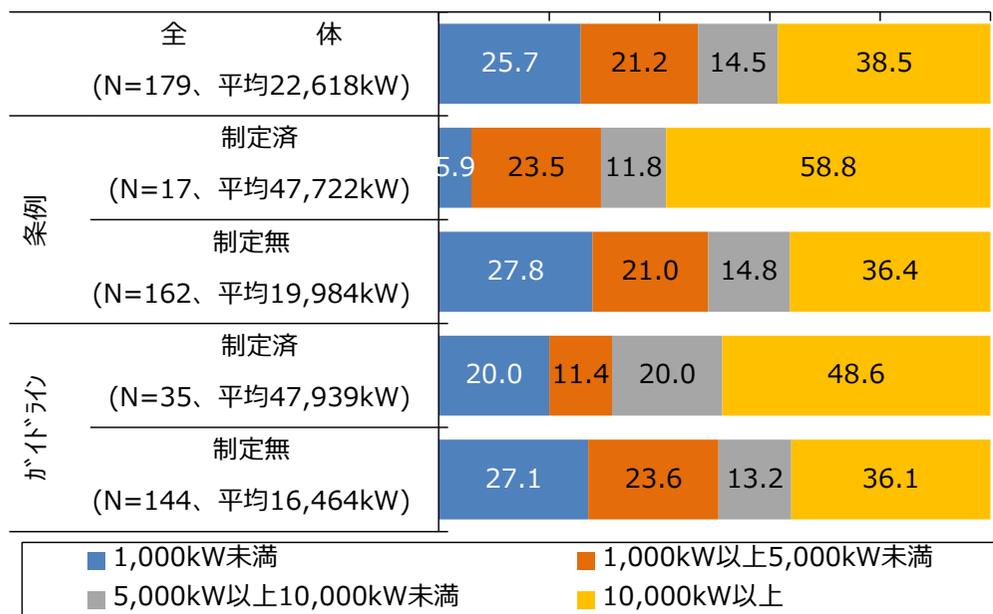
### 3.再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」の制定状況

#### (9) 条例・ガイドラインの制定有無別と再生可能エネルギー発電設備（太陽光及び風力）のFIT認定量・導入量

- ① 認定量：条例及びガイドラインを「制定済」の自治体の再生可能エネルギー発電設備（太陽光及び風力）の認定量の平均は、「制定無」の自治体の平均よりも多い。また、「制定済」の自治体の10,000kW以上の構成比は「制定無」の自治体における構成比よりも高い。
- ② 導入量：条例及びガイドラインを「制定済」の自治体の再生可能エネルギー発電設備（太陽光及び風力）の導入量の平均は、「制定無」の自治体の平均よりも多い。また、「制定済」の自治体の10,000kW以上の構成比は「制定無」の自治体における構成比よりも高い。

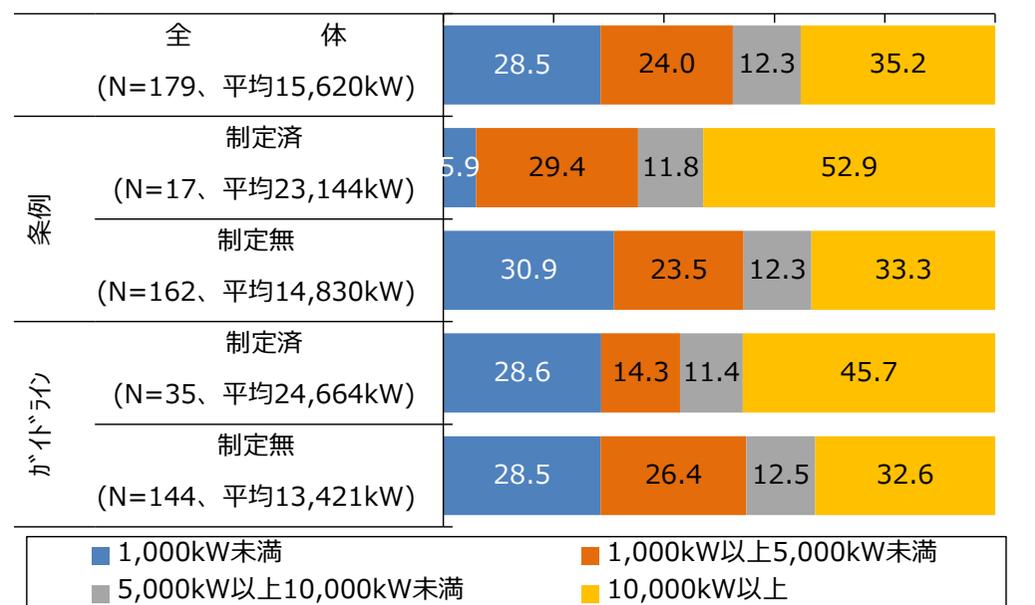
<認定量>

0% 20% 40% 60% 80% 100%



<導入量>

0% 20% 40% 60% 80% 100%



### 3.再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」の制定状況

#### (10) 道内の再エネ設備設置基準等の動向についてのまとめ

- 再エネに関する条例、ガイドラインを定めている自治体数は47自治体（26.2%）ある。景観条例等を含めると再エネ設備設置等に関する一定の基準を定めている自治体数は78自治体（43.6%）となる。
- 傾向としては、2010年頃までに多くの地域で景観条例等が制定され、FIT制度開始以降の2010年代中頃から日本海側を中心に主に小型風力のガイドライン制定が進み、ここ2、3年で条例の制定が増加傾向にあることがわかった。
- 今後、再エネに関する条例、ガイドラインの制定予定ありとの回答が相当数あったため、いずれは道内自治体の過半数が、再エネに関する条例、ガイドラインを有する見込みである。

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

- (1) 条例・ガイドラインの制定のきっかけ
- (2) 条例・ガイドラインを制定した効果
- (3) 条例・ガイドラインに関する課題、改善点
- (4) 今後の改正や条例制定の見通し
- (5) 今後の条例・ガイドラインの改定や制定にあたり国に対し求める情報
- (6) 条例・ガイドラインの制定予定がない理由
- (7) 再エネ設備を巡るトラブル等
- (8) 再エネ全体に対する意見等
- (9) 再エネ全般に対する大きな方針や施策活用取組状況

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (1) 条例・ガイドラインの制定のきっかけ

「住民の生活を守る為」「景観等保全の為」「相談等増加の為」等

#### ① 条例制定済の自治体

- 当自治体や住民への事業説明がないまま、突然、住宅近くに小型風車が建設され、住民から騒音やシャドーフレッカーなどの苦情が増えたことや、当自治体として建設に係る事業計画が把握できないなど、住民の安心と安全を確保するため条例を制定。
- 景観の保全を最優先した。事業者への警告にもなる。大きな反対も無くスムーズに制定した。
- 発電事業者が無届けで建設を始め、住民とのトラブルが発生したため、強制力のあるルール必要性があった。
- 発電事業者からの問い合わせが急増したため。ガイドラインを制定したが、拘束力が無いため条例を制定した。
- 盛土が流れた事件を知り、住民・議会からの要望があり、当自治体内の乱立を防ぐため制定。 等

#### ② ガイドラインのみ制定済の自治体

- 小型風力発電の申請が多くなったため。
- 発電事業者からの問い合わせが急増したため。
- ガイドラインは管内市町村のトラブル等を見て当自治体も横並びで作成した。
- 東京の事業者が土地を持ちFIT認定は受けていて急に太陽光発電を建設し、当自治体では把握していなかったことがきっかけ。 等

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (2) 条例・ガイドラインを制定した効果

「事業者・住民からの相談増加」「住民等説明会の徹底」「トラブル防止」「適正な設置」等

#### ① 条例制定済の自治体

- 条例ができてから、発電事業者、住民からの問合せが多くなったのでよかったと思っている。
- 条例の制定により、当自治体や地域住民に対し事業説明が行われるようになった。また、住宅からの距離や騒音基準を定めたことで、小型風車の乱立や住民トラブルを最小限に留めることができた。加えて、条例制定前は後ろ盾のないまま事業者にお願いベースで指導せざるをえない状況にあったが、条例制定後は条例に基づき一定の強制力を持って指導することが可能となった。
- 防災無線に影響があったので250mの離隔距離を確保できた。 等

#### ② ガイドラインのみ制定済の自治体

- FITの新規や変更申請について相談が来るようになった。
- 発電事業者が勝手に進めなくなったので安心できる。
- 住民からガイドラインがあるおかげで、住宅からの距離の確保がとれて安心との声がある。
- むしろ制約を緩めたい 等

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (3) 条例・ガイドラインに関する課題、改善点

「事業者対応の難しさ」「法的規制がない事への不安感」「住民対応の難しさ」等

#### ① 条例制定済の自治体

- 事業者によっては、条例を作って縛りかけるが、現存する既存の認定設備は、問題ないのかと詰め寄る業者がある。
- ホームページのみの広報なので知らずに建設の準備をする業者がいる。条例が伝わらない。他自治体はどのようにやっているのか。
- 条例をつくっても、説明会を形だけ開き、対立したまま住民の理解が得られないまま事業が進むという懸念がある。条例には、事業を止めるような強制力はないため。説明機会の手続のみなので、強行突破される可能性もあると認識している。 等

#### ② ガイドラインのみ制定済の自治体

- 届出以外の無届け設置があり規制の強化が必要である。
- 罰則がないことが不安ではある。1年は様子を見て、来年度あたり今後の対応を考える。
- ガイドラインは法的な強制力がないため、助言程度にとどまっている。届出の未提出も多い。規制強化したいが、住民の土地売買の期待と税収を考慮すると、板挟み状態である。 等

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (4) 今後の改正や条例制定の見通し

「条例制定の限界点に悩み」「景観条例の強化」「域内の動向調査次第」等

#### ① 条例制定済の自治体

- 現行の条例は固定資産税の減免のみなので、当自治体外の企業に勝手に建てられないよう、先手を打つ必要性があれば改訂したい。特に立地規制等のルールは必要かと思うので、制定に向けて調査をしていく。等

#### ② ガイドラインのみ制定済の自治体

- 再エネ条例の限界点はどこなのかと気になっている。条例としてどこまで個人財産に歯止めをかけられるのか。財産権の問題に突き当たる。そういう悩みもあり景観法に絡めて制定しようかと考えている。
- ガイドラインの条例化までは考えていない。事業者が当自治体の意向を無視することはないという想定ではある。
- 地区の規制強化。離隔距離100mから200mへ変更。人口減少を踏まえて改正していきたい。等

#### ③ 条例及びガイドラインを制定していない自治体

- 既存の景観条例を強化する形では考えられる。
- 域内の動向を見て条例またはガイドラインの制定を検討したい。
- ガイドライン等で市街地には駄目といった規制を盛り込みたい。近々にという機運ではないが、必要性を感じている。他の自治体の条例等を調べている。等

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (5) 今後の条例・ガイドラインの改定や制定にあたり国に対し求める情報

「当自治体内での事業者の体制構築」「メリット・デメリット」「トラブル事例情報」「ひな形」等

#### ① 条例制定済の自治体

- 風車の建設用地は確保されているが、道路から建設用地までの土地が確保されないまま、他人の土地を工事用道路にして、無断に使用し、風車が建設された事例があった。関係する土地の確保まで確認して欲しい。関係法令が遵守されているか行政機関への確認やエビデンスを求めたうえで事業認定を打って欲しい。
- 小型風車・太陽光ともに発電事業者やメンテナンス事業者は、当自治体外の事業者が多いため、発電設備に、トラブルがあった場合に早急に対応してもらえない。対応が遅れると2次被害、3次被害につながる。当自治体内の事業者に応急処置がとれる体制構築を義務付けして欲しい。
- 財産権が保証されているので仕方がないが、風車建設用地に隣接する土地は、利用価値が全く無くなってしまふ。あえて風車の隣に住宅を建てる人はいない。隣接する土地の評価が下がってしまう。何か救済は出来ないか。
- この条例にはこういうのを盛り込むと良いというのがあれば、他の自治体も意識し共有すると思う。法律の解釈の説明会があれば、積極的に参加したい。
- 他の自治体で、規制をかけて従わない事業者がいた場合の事例は押さえておきたい。計画や条例の実効性・規制をかけるにあたってのメリット・デメリットを知りたい。 等

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (5) 今後の条例・ガイドラインの改定や制定にあたり国に対し求める情報

#### ② ガイドラインのみ制定済の自治体

- 条例、ガイドラインの特徴やメリット、デメリットについて知りたい。
- 例えば、ガイドラインや規則の策定時に当自治体職員のみではなく、外部アドバイザー派遣やそれに関わる補助の予算があればと考えている。等

#### ③ 条例及びガイドラインを制定していない自治体

- ガイドラインの参考例があれば嬉しい。作成時は標準的なベースに当自治体なりにアレンジしていきたい。また、他の自治体のトラブル事例を知りたい。
- どのくらいの自治体が条例やガイドラインを作っているのか。
- 同規模の市町村でどのような問題が出ているかを知り、照らし合わせて対策をしたい。
- ガイドラインの素案を作成中。そもそも当初から相談したいとは思っていたが、相談先が分からなかった。この内容・方向性で良いのか不安はある。
- 条例等の雛形があれば助かる。等

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (6) 条例・ガイドラインの制定予定がない理由

「トラブルが無い為」「相談・苦情が無い為」「過度な規制強化をしたくない為」等

#### ① 条例、ガイドラインいずれも制定予定がない自治体

- 大規模な開発等はなく、地域内でのトラブルも聞かない。面積や高さを有する工作物については景観条例で規制がかけられている現状。
- 関連条例（農地法、森林法）で縛りがあるので特に必要と考えていない。
- 民間事業者や住民からの相談はなく、苦情等もないため。
- 山と海に囲まれ、再エネを設置する土地が無い。 等

#### ② (ガイドラインは制定済または制定予定はあるが)条例のみ制定の予定がない自治体

- 縛りを大きくすると発電事業者から敬遠されるので、ガイドライン程度で良いと思っている。
- 条例等による規制をすると設置の促進を阻害するので制定をしたくない。
- 条例で縛ると、地元の酪農家が風力を求めた場合、都合が悪い。 等

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (7) 再エネ設備を巡るトラブル等

「立地問題」「住民からの苦情」「事業者管理問題」等

#### ① 条例制定済の自治体

- 条例制定後に国の認定を取得した事業で、住宅からの距離が保たれていなかったため、条例に基づき、指導・勧告を行ったが、一向に是正されなかった。期限を定め命令を行い、風車撤去に応じていただいた。
- 小型風車が建設されたことで、シャドーフリッカーの影響で夕方になると住宅内に明暗ができるとの苦情が寄せられた。条例制定前に国の認定を取得している案件ではあったため、当自治体から事業者にお問い合わせベースで対策を講じていただくよう依頼し改善された。等

#### ② ガイドラインのみ制定済の自治体

- 周辺住民への説明会がなし。住民への説明なし。地権者のみに説明しただけ。役場にてガイドラインを盾に説得。
- 農振地域に許可なく設置。開発行為の届出が無いままに建設した。役場と業者との話し合いが決裂し、当自治体から撤去命令書（内容証明付）を発出した。等

#### ③ 条例及びガイドラインを制定していない自治体

- 太陽光発電所の土砂流出事故が発生した。事業者へ改善指示を出しているところである。等

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (8) 再エネ全体に対する意見等

「自治体のメリット」「適切な廃棄」「自治体との事前相談」「自治体理解促進」等

#### ① 条例制定済の自治体

- 太陽光パネル等の設置場所について、その場所が適切なのかどうかを認可前に事前チェックできる仕組みがあればと思う。
- 事業者全般にFIT制度の利益しか注目せず、建設に対する関係法令や住民との合意形成に対する認識が甘い。
- 小型風車はメリットとデメリットを比べると、デメリットの方が大きい。せめて、小型風車の発電量相当分の環境価値は地元自治体に帰属するなど地元メリットを検討していただきたい。 等

#### ② ガイドラインのみ制定済の自治体

- 再エネ設備が途中で壊れ、長期間放置された事があった。壊れても放置されているのを見るのは心理的につらい。適切な廃棄処分がなされるかが心配である。
- FITは風力発電をしている当自治体としては、今後も可能な限り継続してほしい。自治体風力としては予見性が持ちづらい。リプレイス案件の確保をお願いしたい。FIPは自治体で運用すると考えると、予見性がとりづらく厳しい。
- 自治体向け情報閲覧ページにおいて20kW未満の風力が検索できると良い。トラブルはほとんどが20kW未満の風力である。
- 固定資産税以外のプラスアルファのメリットがあると良い。 等

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (8) 再エネ全体に対する意見等

#### ③ 条例及びガイドラインを制定していない自治体

- 事業終了後、小型風車や太陽光の適切な廃棄が行われるのかが懸念点。（他、同様の意見多数）
- 撤去されなかった場合の自治体の代執行を想定することはいかなものか。
- 系統増強。電力会社のネットワークの取扱い部分が大いかもしれないが、枠組みの中でこれから民間企業をメインに発電しても送れない。（他、同様の意見多数）
- FIT認定取り消しと設備の撤去は法律上セットで位置付けるべきと考える。
- 田舎なので家畜糞尿バイオマスを計画したいがFIT価格の値下がりである自治体運営では難しい。また、系統接続もなかなかうまくいかないの、なんとかしてほしい。
- 手探りで進めているので、困ったときの相談窓口があれば心強い。
- 再生可能エネルギーの導入促進、カーボンニュートラルの推進を行うのであれば、自治体に対する支援と情報提供をしっかりと行ってほしい。専門性のある社会課題であり一自治体ではハードルの高い問題である。
- 再エネ事業者が事前に自治体へ相談することを義務付けしてほしい。
- 当自治体独自で事業展開はほとんどないが、民間事業者の計画の検討が増えてきた。まだ完成までは至っていないが、説明を受けても担当者が追いつかない部分がある。例えば地域活用要件や蓄電池の必要性の有無についてなどはピンとこない。専任がないので、職員にも分かるようなワンクッションが欲しい。等

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (9) 再エネ全般に対する大きな方針や施策活用 of 取組状況

#### ①検討段階

- ◆再エネのポテンシャルが低い  
⇒「省エネ」に注力
  - ・土地・地理・自然環境に恵まれない
  - ・系統問題(計画するも頓挫する) 等
- ◆政策の優先度
  - ・再エネよりも、例えば「景観」保全等の他分野を重要視
  - ・住民からのニーズがない
  - ・首長が変わったことで方針が変更 等
- ◆採算性・将来性
  - ・先行き不透明な現状で投資が困難
  - ・高い目標を掲げることで実施困難に陥る可能性
  - ・再エネ設置は一時的な雇用に留まる
  - ・再エネ設置後の地元への還元が少ない 等

#### ②中立的

- ◆住民理解
  - ・再エネにより税収面は向上
  - ⇔住民の反対運動（自治体への反発）
  - ・カーボンニュートラルに向けて導入したい
  - ⇔健康被害、景観の乱れ、不安感、住民の安心・安全な生活の保持 等
- ◆きっかけ不足
  - ・事業者から申し出があれば対応可能だが、申し出がない
  - ・再エネに関わる制度策定も利用されていない
  - ・再エネに挑戦するも軌道に乗らない、事業化しない 等

#### ③積極的

- ◆産業拡大
  - ・再エネの促進により農業、酪農業等の経営の一助となる  
(家畜ふん尿バイオマス等)
  - ・観光資源としての利活用につながる  
(風力等) 等
- ◆カーボンニュートラル、再エネ導入拡大、脱炭素の促進
  - ・「ポテンシャル調査」をふまえた上で、「具体事例検討」、「実践」へつなげている
  - ・「具体的事例検討」では、民間や関係機関と連携したり、他自治体の事例を参考に、ビジョン策定等を実施
  - ・「実践」においては、ルール作りの必要性から条例、ガイドラインを制定する他、自治体独自の支援（補助金制度等）を実施 等

## 4.道内自治体における個別の事例や意見（抜粋）

### (9) 再エネ全般に対する大きな方針や施策活用の取組

#### ① 条例制定済の自治体

- 基幹産業を守るためバイオマスに取り組んでいる。当自治体として風力・太陽光は考えていないが、民間が参入する可能性も視野に入れている。
- 企業・移住者誘致を積極的に進めており、再エネ設備の設置は収税の面から歓迎。そのような方針を踏まえ促進条例を制定したところだが、風力発電所の事業計画が立ち上がってから反対運動が発生した。また、環境アセスの方法書の段階で不明な点も多く、疑念を抱いている。今後、規制条例の制定に向けて検討。
- ゼロカーボンの計画を立てるに当たり、ポテンシャル調査をしている最中。住民アンケートが終わり、それをベースに協議会を立ち上げ方針を話し合っている。
- 新エネルギービジョンとして、住宅用の太陽光パネルの設置を経産省の補助に折半して当自治体としても補助をしていた。国の補助終了後も、当自治体として約5年間の補助を実施し、当初の想定より上回る効果があったと感じている。 等

#### ② ガイドラインのみ制定済の自治体

- 観光に風力を生かそうという視点で、再エネに取り組むこと自体が今のトレンドであり、景観や観光の部分でエコな取り組みという部分があるかと思う。当自治体に景観条例・環境条例はないが、大型風力は環境アセスメントで拾えるので、拾えない部分をガイドライン化している。
- 引き続き可能な限り再エネに取り組んでいく予定だが、バイオマスは順調ではない。建設コストや飼料・燃料代も上がっている。等